

令和5年度第5回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日 時 令和5年7月5日（水） 午前9時30分
場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

第5回定例会議事日程

- 1 日 時 令和5年7月5日(水)午前9時30分
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第16号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱に関する事務処理の報告について
 - 第2 第17号議案 八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則設定について
 - 第3 第18号議案 八王子市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則設定について
 - 第4 第19号議案 令和5年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦について
 - 4 協議事項
 - ・令和6年度(2024年度)八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択について (教育指導課)
 - 5 報告事項
 - ・八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会部会員について (教育指導課)
-

第5回定例会追加議事日程

- 1 日 時 令和5年7月5日(水)午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第20号議案 令和6年度(2024年度)八王子市立小・中・義務教

育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	川 島 弘 嗣
委 員	伊 東 哲
委 員	保 坂 暁 子

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	今 川 邦 洋
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	松 土 和 広
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	武 井 博 英
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
特別支援・情報教育担当課長	米 村 勇
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
生涯学習スポーツ部長	平 塚 裕 之
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	志 萱 龍 一 郎
日本遺産推進担当課長	秋 山 和 英
生涯学習政策課長	鶴 田 徳 昭
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	谷 靖 之
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 取 久 満

学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
文 化 財 課 長	叶 清
こ ども 科 学 館 長	飯 塚 由 則
図 書 館 課 長	一 杉 昇 子
図 書 館 企 画 調 整 担 当 課 長	堀 内 栄 史
図 書 館 分 館 担 当 課 長	鈴 木 秀 吾
教 育 指 導 課 指 導 主 事	大 野 木 寛
教 育 指 導 課 指 導 主 事	上 野 仁 弥
教 育 総 務 課 課 長 補 佐 兼 主 査	長 井 優 治
教 育 総 務 課 主 任	寺 田 美 緒
教 育 総 務 課 主 事	国 広 実 莉
教 育 総 務 課 会 計 年 度 任 用 職 員	羽 山 あゆ美

八王子市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書選定資料作成委員会

教科用図書選定資料作成委員会委員長	緒 方 礼 子
教科用図書選定資料作成委員会副委員長	乙 幡 英 剛
小学校・義務教育学校(前期課程)調査部会部長	宇 野 賢 悟
中学校・義務教育学校(後期課程)調査部会部長	深 瀬 健 志

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席、柴田委員から欠席の連絡がございましたが4名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより令和5年度第5回定例会を開会いたします。

はじめに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は川島弘嗣委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしております。

また、職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の議事でございますが、第16号議案、第19号議案及び「八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会部会員について」は、審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは議事を進行いたします。

安間教育長 日程第2 第17号議案 八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則設定について、を議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

松土教育総務課長 それでは、八王子市教育委員会公印規則の一部改正について、御説明させていただきます。詳細は担当の長井課長補佐より説明いたします。

○長井教育総務課課長補佐兼主査 それでは御説明させていただきます。お手元の議案資料の改正前後の一覧表を御覧ください。

本件は簡潔に言いますと、八王子市の公印の使用方法で契印と割印の2つについて、世間一般の認識や実際の公印の使用状況と逆になっているため、これを改めるものです。

八王子市教育委員会公印規則の別表第1に記載の公印のうち、使用区分欄が契印

用となっているものについて、各学校の公印を含め全て使用区分を本来の使用区分であり実際の使用状況でもある割印用に見直すため、規則の一部改正を行うものです。

資料19ページの議案関連資料を御覧ください。八王子市ではこれまで市長部局をはじめ、全庁の一般的な市の公文書の取り扱いを定める「公文書管理の手引き」で、公文書作成における公印の使用に際し、契印とは、起案用紙と押印文書（これを発布文書と言いますが、）とにかかるとともに押印し、発布文書が真正なものであることを証明し、文書の偽装を防止するために使用するものとしていますが、この使用は世間一般では割印としての使用に当たります。

一方で、割印の公印の使用については、公文書管理の手引きで、契約書等の権利義務に特に関係のある重要な書類について、抜き取りや差し込みを防止するために使用するものであり、文書が2枚以上にわたる場合にそれらが連続していることを示すため、通常とじ目または継ぎ目となる両方の紙面にかけて押すことなどにより使用するものとしていますが、この使用は世間一般ではこちらが契印としての使用に当たります。

実際の公印の使用状況は、市長部局をはじめ全庁的に、これまでも世間一般の使用区分の認識により対応しており、契印は教育委員会事務局では資料20ページの本規則別表第一、番号6に規定する八王子市教育委員会印（一般公文書用）等を使用し、各市立小・中・義務教育学校では一般公文書等で使用する各学校印を使用しております。

今回、改正する別表第一に記載の公印のうち、使用区分欄が割印用となっているものは、実際は割印用として使用しております。そのため、規則と実際の使用状況が異なっていることから、実際の使用状況に規則の記載を合わせる改正を行うものです。

なお、市長部局では既に同様の趣旨による公印規則の改正を行っており、「公文書管理の手引き」の見直しも8月に予定しているとのことです。

最後に改正による規則の施行期日は、令和5年8月1日の予定です。

説明は以上です。

○安間教育長　　只今、教育総務課からの説明は終わりました。本案について御質疑、御

要望等ございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは、本案について賛否の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それではお諮りをいたします。

只今、議題となっております第17号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第17号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　日程第3　第18号議案　八王子市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則設定について、を議題に供します。

本案について、学務課から説明願います。

中野学務課長　それでは、八王子市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則設定につきまして、御説明いたします。

令和5年8月に予定しております執行体制の変更に伴い、市民部斎場事務所が市民部斎場霊園事務所に改称されることから、八王子市長からの規則の改正依頼に基づき改正するものでございます。

なお、施行期日は令和5年8月14日となります。

説明は以上でございます。

安間教育長　只今、学務課からの説明が終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは、御意見をいただきたいと思いますが、こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それではお諮りをいたします。

只今、議題となっております第18号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第18号議案についてはそのように決定することにいたしました。

安間教育長　それでは続きまして、協議事項になります。

令和6年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、を議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願います。

北川統括指導主事　それでは、令和6年度（2024年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、協議をお願いいたします。

令和5年3月23日決定の「令和6年度（2024年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱」に基づき、教科用図書選定資料作成委員会を設置し、昨年度の令和4年度より、その下に小学校・義務教育学校前期課程調査部会及び、中学校・義務教育学校後期課程調査部会を設置し、調査・研究を行ってまいりました。

今回採択を行う種目は、小学校において国語、書写、算数、理科、生活、音楽、図画工作、保健、外国語英語、道徳の10種目です。

中学校は、国語、書写、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術（職業）・家庭、外国語英語、道徳の11種目です。

よろしく願いいたします。

○安間教育長　それでは、特別支援学級の教科用図書選定資料作成委員会委員長から、報告をお願いします。

○緒方教科用図書選定資料作成委員会委員長　令和6年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級教科用図書選定資料作成委員会委員長を務めました、由井第一小学校校長、緒方礼子です。

さて、今年度5月から6月にかけて、教科用図書選定資料を作成するに当たり、小・中学校ごとの校種別調査部会を設置し、調査・研究を依頼しました。

校種別調査部会においては、まず特別支援学級設置校の校長から児童・生徒の実態を踏まえ、教科用図書として使用したい一般図書の報告を受けました。

次に、校長から推薦を受けた特別支援学級の教員の代表1名で構成する小・中学校の校種別調査部会において、報告を受けた一般図書について1内容、2全体の構成や各項目の配列、表記、表現、製本の仕方や耐久性等、3児童生徒の特性及び必要性等、これらを確認し、協議を重ねてまいりました。

特に3.児童・生徒の特性及び必要性等については、一人ひとりの特性に応じた適切な選択になっているか、記述内容と当該の一般図書を確認しながら調査・研究を重ねてまいりました。

協議には、専門を有する委員として、小・中学校の副校長、都立八王子特別支援学校の主幹教諭、保護者の代表として小学校PTA連合会の代表、中学校PTA連合会の代表に参加していただきました。

資料作成委員会の報告については、以上です。

安間教育長 只今、教科用図書選定資料作成委員会からの報告は終わりました。

それでは続きまして、小学校・義務教育学校（前期課程）の調査研究報告書について、御説明をお願いします。

○緒方教科用図書選定資料作成委員会委員長 それでは本資料に基づき、これから令和6年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の調査報告について、説明いたします。

報告の順序といたしまして、先に小学校、次に中学校の順といたします。

小学校・義務教育学校前期課程の調査報告書について、説明いたします。

はじめに国語については、9冊の図書を申請しております。ひらがな、カタカナや漢字の表記がそれぞれの児童の実態に合っていることや、前の学年の学習を積み重ねながら学習できるシリーズを選択しているもの。

また、年間を通して主たる表題として使用できるものを選んでいきます。

また、児童の実態によっては、身近なものの名前から文字の習得ができるようにするなど、興味や関心を持ちながら学習できるものなど、児童の発達段階を踏まえ

て学習できるものを推薦しております。

次に書写については、16冊の図書を申請しています。知覚的な支援が多用されているもの、カードにすることで文字を焦点化させて示せるもの、ワークブック形式で書き順や字形が分かりやすく示されており、直接書き込めるようになっているものなど、字形や筆順を捉えにくい児童の特性に応じた図書が推薦されております。

次に算数について、11冊の図書を申請しています。算数の学習は特に学び方や習得、定着のスピードに個人差が出る教科です。そこで一人ひとりの学習の状況や、少人数のグループ指導に適した図書を選んでおります。

昨年度、当該児童に給与した図書のシリーズで、学習を発展できるもの、具体的な生活場面を取り挙げた教材を視覚的に捉えやすくなっているもの、児童の実態に応じて生活に必要な時計の読み方を繰り返し学習し、生活場面で活かせるようにするために使用する図書を推薦しています。

次に理科については1冊、申請しております。昨年度、当該児童に給与された検定本も組み合わせて使用しながら、イラストや写真など視覚的な資料がふんだんに使用された図書を用いながら、学習を進められるものを推薦しています。

次に生活については13冊、申請しています。日常生活に密着した事柄がイラストや写真で示すことで、イメージしやすい内容になっています。特に子どもたちが興味を持っている食について、意欲的に学習できる内容の図書が推薦されています。

次に音楽について2冊、申請されています。児童になじみのある歌が多く掲載されていることや、グループ指導で使うための共通の教材として選択されています。

次に、図画工作については7冊、申請しています。手指の巧緻性に課題のある児童や独自に困難さを抱える児童に対して、イラストや写真などで分かりやすく示してあることで、主体的に学習に取り組める内容と構成になっている図書が推薦されています。

また、クレヨンや粘土や絵の具の使い方が、子どもたちの実態に合った分かりやすい言葉で書かれていて、年間を通して造形遊びや表現活動に適した題材を推薦しています。

次は保健体育です。4冊、申請しています。体の成長や健康な生活を送るための事柄、けがの手当などについて、イラストや写真で分かりやすく示してあるものを

推薦しています。いずれも学習したことが、生活場面で生かせるような工夫が見られる図書です。

次に外国語については4冊、申請しています。カード形式になっている英単語や構文を示すことで、学習させたい事柄に集中できるように配慮しているものが特徴です。集中して学習に取り込むことが苦手な児童も、繰り返し提示することで、学習の定着を図ることができるものを選んでおります。

次に道徳は10冊、申請しています。友達との関わり方が苦手な児童に対して、分かりやすい表現とイラストを用いることで、具体的な場面をイメージしながらよりよい行動の仕方について学ぶことができるものを選んでいきます。

東京都道徳教育教材集、文科省が出している道徳の教材集も活用しながら、子どもの実態に応じて年間指導計画に位置づけて指導をしていきます。

次にアスタリスクのついた生活は30冊、申請しています。主に理科、社会科、家庭科の学習で使用する図書が多くあります。

また、生活単元学習と学校生活はもとより、校外学習の事前、事後指導にも活用できるものを選んでいくものもあります。

また、自然観察や飼育、栽培、調理学習など、さまざまな教科を合わせた学習で利用できる図書が推薦されています。いずれも身近な生活で身につけなければならない知識や技能を、一人ひとりの実態に応じて必要な内容が含まれている図書が推薦されています。

小学校は以上でございます。

○安間教育長 只今、説明が終わりました。

それでは続きまして、中学校・義務教育学校（後期課程）の調査研究報告書について説明をお願いいたします。

○乙幡教科用図書選定資料作成委員会副委員長 副委員長を務めました、松が谷中学校校長、乙幡英剛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは中学校・義務教育学校（後期課程）の調査研究報告書について、説明させていただきます。

はじめに、国語については3冊の図書を申請しております。特徴としては日常生活に必要な基礎的なことへの理解を中心としたもの、日常生活に必要な知識や技能、

マナーの習得を中心としたものが挙げられます。

生徒の特性として、文字からの理解に課題のある生徒に対し、文字が大きく挿絵と写真が豊富であり内容をイメージしやすいものになっています。

また、多くの意味で使い方などの語彙力に課題のある生徒に対し、具体的な日常生活問題に即し関連する身近な素材を取りあげ、スモールステップを通して学習できるものなど、生徒の発達段階を踏まえて学習できるものを推薦しています。

次に書写については、4冊の図書を申請しております。内容的には基本的な漢字についての成り立ちや書き順を扱ったものが中心です。

特性として漢字の習得に時間がかかり苦手意識を持つ生徒に対し、漢字や部首の成り立ちをクイズ感覚で学習することで、楽しみながら苦手意識の低減を図ることができるものを選んでおります。

次に社会科については、3冊の図書を申請しております。内容的には社会科の要点を資料に示して説明しているものや、都市部の表記が分かりやすい地図となっています。特性として地理、歴史、公民の3分野の関連を捉えることに課題のある生徒に対し、内容を厳選し1冊でそれぞれの分野に触れることができるもの。文字だけで理解することに課題のある生徒に対し、難しい漢字には振り仮名を施すと共に、分かりやすい言葉で説明しているものなどを推薦しております。

また、地図については地理的な知識理解に課題があり、イメージを持ちにくかったり、地理的な空間の理解に困難さを示している生徒に対し、多数のイラストや写真を使用したり、文字が大きく、世界や日本の地域別の海岸線や都市名を明瞭に表記するなど、理解しやすいものを選んでおります。

次に数学については、3冊の図書を申請しております。内容としては、日常生活の中で数学的な知識を活かしたものが中心でございます。

特性として、学習したことを生活場面で活用することに課題のある生徒に対し、買物をはじめ具体的な生活マニュアルを取り挙げた題材を設定することで、内容を捉えやすくしているもの。

また、文字での内容理解に課題のある生徒に対し、新しい用語、難しい用語に振り仮名を施したり、イラストなどを使って丁寧に説明したり、視覚的にも理解しやすいよう工夫されているものを推薦しております。

次に理科については、3冊の図書を申請しております。内容としては身近な暮らしに関連させて、学習の内容を説明しています。

特性として理科的な内容の理解に課題のある生徒に対して、実物のカラー写真や図を多く用いることを通し、自然や動植物、気象、星座などについて視覚的に分かりやすく取り扱っているもの。文字での内容の理解に課題のある生徒に対し、新しい漢字には振り仮名を施すと共に、図やイラストを使用して身の回りの暮らしの関連性を分かりやすくまとめられているものなどを推薦しております。

次に音楽については、3冊の図書を申請しております。内容としては音楽に親しみを持てるように工夫したものが中心です。

特性として、声を発したり楽譜を読んだりするなど、音楽の内容に課題のある生徒に、童謡やアニメソングなど生徒に広く知られている歌が多く掲載されているため、親しみを持って取り組める内容になっているもの。

また、文字の理解に課題のある生徒に対し、イラストや振り仮名を施し、歌の背景についてはイラストや写真を豊富に使用したり、作品が50音順になっており、歌を探しやすくなっていたりするものを推薦しています。

次に美術については、2冊の図書を申請しております。内容としては、作業学習として生徒が興味関心を持つ取組、手先の作業の巧緻性を高めることに重点を、ものを作ることに親しみを持たせるように工夫したものが中心です。

特性として、製作過程をイメージすることに課題のある生徒に対し、作品の完成するイメージだけでなく、作品の作り方や材料、道具の扱い方、製作の過程を分かりやすいイラストを使用し説明しているものを選んで、推薦しています。

次に保健体育については、3冊の図書を申請しております。特徴として保健分野では男性と女性、大人と子どもなどの身体の発達の仕方や怪我、病気など人体の仕組みについて写真や図を用いて説明することで、身体を大切にすることに重点を置き、体育分野では口頭での指示の内容の理解に課題のある生徒に対し、写真、イラストを多用し、運動のコツについて分かりやすくまとめているほか、八王子市の協力もされているものを推薦しております。

次に技術(職業)・家庭科については、9冊の図書を申請しております。

技術分野では特性として、働くことに対するイメージを具体的に持つことに課題

のある生徒に対し、必要性やスキルなど進路選択や就労について考えさせる学習ができるものを推薦しています。

また家庭分野として、衣食住への関心や多様な生活経験の少ない生徒に対し、生活する上での技術を、順を追って分かりやすいイラストなどで理解しやすくしたもの、文字の理解に課題のある生徒に、図表が豊富であったり文字を大きくし振り仮名を施したりして、読みやすくしたものなどを選んでおります。

次に英語については、5冊の図書を申請しております。体を動かし体験的に学ぶことが苦痛な生徒に対し、歌やゲームなどを通して学習することができるものや、具体的なイラストをもとに場面をイメージしやすいように工夫されているもので、言語での理解や言葉を発することに課題のある生徒に対し、イラストを多く使用し日常生活でよく使われる英語表現を中心に学習できるように工夫したものを推薦しています。

また、毎日の生活の中で必要な英語の応答表現を、イラストと共にカードに記載し、年間を通じて繰り返し学べるよう工夫されているものなどを選んで推薦しております。

最後に道徳については、3冊の図書を申請しております。年間指導計画の時、生徒の学習状況及び経験などに応じて、適切に指導の重点を定め指導内容を具体化し、特別支援学校学習指導要領にあるとおり、各校で重点的に取り組む内容に沿って選んでおります。

特性として、場面や状況に応じた自分の気持ちや他者の気持ちを想像し、言葉にして考え伝えたりすることが課題のある生徒に対し、分かりやすい言葉と挿絵を通して、実際の場面をイメージしやすくするように工夫されたものを選んでおります。

以上で、中学校・義務教育学校(後期課程)調査研究報告書の説明を終わります。

○安間教育長 以上で、小学校・中学校及び義務教育学校、それぞれの調査研究報告書の説明が終わりました。

それではここから、教科用図書選定資料作成委員会の方々への質疑に入りたいと思いますが、まず冒頭、私のほうから1点確認と1点質問をさせていただきます。

今回、ここで調査研究をしていただいて配られているこの資料についてです。基本的には八王子の特別支援学級の子どもたちは、検定本を使うのですよね。

ただ、子どもたちの一人ひとりを見た時に、特性によってこちらのほうがより子どもたちの学習にとっては良いだろうというものを、このように調査研究していただいて、今、御推薦をいただいていると。

したがって、ここに書かれている本が全ての八王子の子どもたちが使うものではなく、極端な話、たった1人のために使うものがここに推薦をされている。採択権者である我々が検定本以外の採択として、子どもたちに合ったものを採択するかしないかをここで協議をするということで、事務局のほうはよろしゅうございますか。

○北川統括指導主事 そのようなことで御協議、議案としての決定をお願いしたいと思います。

○安間教育長 それでは確認させていただきました。では1点私から、昨年から話している話なので、質問させてください。

昨年も採択の際に、このような一般図書を使っているお子さんたち、それぞれ様々な特性があり、その保護者の皆様も色々な思いや声をお持ちだろうから、ぜひそうした声を把握しておいてほしいという要望を私からお伝えしておりました。

それでは一般図書を教科書として使うことに対して、保護者の方々からどんな声があるのか、分かる範囲でお答えをいただければと思います。

○緒方教科用図書選定資料作成委員会委員長 まず、小学校のほうから伝えさせていただきます。

特別支援学級にお子さんを通わせている保護者の方からは、同じ学年の子と同じ教科書が欲しいという気持ちはあったけれど、実際に学校公開などで学習の様子を参観した際に、先生方が子どもたちの実態に合わせた自作の教材を使い、その内容に組み合わせて効果的に一般図書を活用している様子が見られ、子どもたちも意欲的に学習に取り組んでいたという話を聞いております。

また、資料作成委員会の一員として一緒に関わってくださった小学校・中学校、PTA連合会の代表の保護者の方からも、児童・生徒の特性及び必要性の記述内容を読み、推薦された一般図書を実際に一緒に手に取りながら内容を確認する中で、先生方がお子さん一人ひとりの障害の特性や学習の習熟の状況を考えながら、教科ごとに1冊1冊選んでいることが分かったというお声をいただいております。

小学校は以上でございます。

○乙幡教科用図書選定資料作成委員会副委員長　本年度、特別支援学級が設置されて、16校の校長に調査を行いました。そこで出てきたことは、年度当初の保護者会や個別面談の際、教科書の使用方法や学習の仕方について、しっかり保護者の方に説明する場を設けている学校や、就学支援制度に記載されている保護者の意見や御要望をもとに、教科書についての説明をしているという学校もございました。

また、保護者からの声としては、一般図書を教科書として扱うというよりも、どのように学力の定着に結びつけているかということに、比重が置かれている傾向があるということです。

これらの点から、一般図書の教科書としての扱いについては、概ね御理解を得ているというように考えております。

以上です。

○安間教育長　ありがとうございました。それでは各委員より、教科用図書選定資料作成委員会に対して御質疑をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、委員会に対する御要望でも結構でございます。

○川島委員　御説明ありがとうございます。とても詳細な資料を作っていただいて、大変感謝いたします。1点、確認といたしますが、もう1度教えていただきたいのですが、小学校の生活のところなのですけれども、生活とアスタリスクのついている生活がありますが、この違いをもう1度御説明していただいてもよろしいでしょうか。

○北川統括指導主事　小学校の生活科とこのアスタリスクの生活は、異なります。アスタリスクの生活は特別支援学校の小学部の生活です。この内容なのですが、基本的な生活習慣の確立に関すること、遊び、役割、手伝い、決まりなど、生活に関することを学習の対象としています。

自立への基礎を体系的に学べるように内容構成した教科となっております。特に特別支援学校の小学部の教科には社会、理科、家庭科が設けられていないので、児童が具体的な生活に関する学習の中で社会や自然と直接関わったり気付いたりすることができるように、それらの教科の内容をこのアスタリスクの生活科の中に含んでいると、そういった教科になっておりますので、異なっているということです。

○川島委員　分かりました。ありがとうございます。

○安間教育長　ほかにございましょうか。

○伊東委員 御説明、ありがとうございました。私は2点ほど、お伺いしたいことがあるのですが、1つは小学校の書写が、16冊の一般図書の申請をされているのですが、書写がこれだけ多い理由は何かあるのかどうか。例年の傾向なのかどうかを、教えていただきたいというのが1つですね。

もう1つは、小学校にも中学校にも、道徳の中に「学校では教えてくれない大切なこと」というタイトルの本を、とても多くのところでシリーズもので4つとか11とかいろいろある。一般図書を使う時にタイトルというのは、私は結構大事ではないかと思っているのですが、「学校では教えてくれない大切なこと」というのを学校で教えるわけなのですが、この辺の子どもたちへのタイトルと内容の関連などについては、何か御配慮などは基本的にあるのかどうかお伺いさせていただきます。

○宇野小学校・義務教育学校(前期課程)調査部会部長 まず、1点目の書写についてです。書写についての一般図書は、令和5年度については19冊を推薦しています。今年度についても16冊のほうを推薦させていただいています。例年の傾向として、書写は推薦が多くなっています。

その理由としまして、1つ目は絵を見ながら文字を覚えることができるようになっていたり、文字認識をしていくためにカードを使っていくのがとても有効的であったり、そのようなことを踏まえて児童の特性に合わせて、このような推薦が多くなっております。

2点目の道徳についてなのですが、「学校では教えてくれない大切なこと」というようなタイトルになっていますが、道徳については内容項目がありまして、その中で特別支援学級のお子さんの実態を踏まえながら、どのようなことを重点に取り組んでいくかということで、「学校では教えてくれない大切なこと」という、タイトルにこだわらず、内容を重視してこちらの図書を推薦しています。

以上です。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

○保坂委員 1つお伺いしたいことは、小学校は特別支援学級が理科、社会がないというはずだったのに、理科が1つ選ばれている。これは生活のほうに入らないで理科として選ばれている理由を教えていただきたいのが1点です。

○北川統括指導主事 小学校の教科なのですが、生活科は1、2年生のみです。3年生

から6年生までは生活科がなくなり、理科と社会になりますので、理科と社会がある場合というのは、3年生から6年生を対象としている教科書となっております。

○保坂委員　　そうしますと、3年生から6年生までの理科と社会は、ほとんどのお子さんが検定の教科書を使っているという理解でよろしいでしょうか。

○北川統括指導主事　　はい。理科と社会については3年生から6年生ですので、ここに載っていないものについては検定済みの教科書を使っているということになります。

○保坂委員　　ありがとうございます。もう1つ、内容に関してはそのお子さんに適したものを選ばれているのはよく分かりますが、中学生に「小学生のための世界地図」とか、「小学英語の基礎」というようなものが選ばれていまして、児童・生徒の中には、特に中学生ぐらいになると自尊心がどうしても低くなるお子さんが多くて、そのような生徒さんに対して中学生になったのに小学生の教科書に戻るということは、できない内容という点においてはそれで全く問題ないと思うのですが、その辺に対する配慮はどのように考えられているのでしょうか。

○安間教育長　　つまり、子どもたちに合っているか合っていないかと言えば合っているのでしょうかけれども、物そのものが果たして子どもたちのプライドに対してどうなのかと、そういう御質問です。

○北川統括指導主事　　貴重な御指摘、ありがとうございます。現状、学校からの声としては、内容を重視しているので子どもたちや保護者からタイトルの部分に課題があるというような声はいただいていませんが、ただ子どもたち一人ひとりの配慮という意味では、その部分は適切に対応する必要があると思いますので、表紙等、例えばカバーをかけるなど、またはシールを貼るなど、そのような対応をして配慮したいというように考えます。

○安間教育長　　やはり子どものことを考えると貴重な御指摘だと思うのですよ。表紙を必ず使わなければいけないなんてことはないわけですから、子どもたちにとってプライドの持てるような、それでしっかり学びが深まるような工夫を、ぜひしてあげてください。これは実際に使う場面での話ですね。

ほかにございませうか。ほか御質疑等、よろしゅうございませうか。

私から1点、さきほど道徳の話が出ましたが、道徳は内容項目がたくさんありますよね。いろんな視点がありますよね。自分自身のことや人のこと、社会のこと、

自然など、それを1冊の本で学ぶ時、学校は実際にどのように行っているのですか。

つまり、一般図書を使ったとしても、教科用図書として配布するのですから、年間を通じて使うわけですね。実際には1つのお話なり何なりで、年間通じて全ての内容項目をどのように工夫して学校は使うのか、もし実例があったら教えてください。

○宇野小学校・義務教育学校(前期課程)調査部会部長 例えば、一般図書だけではなく、国から配布されています教材集、また東京都の道徳教育教材集、それから児童の実態等に合わせた自作資料を使いながら、年間指導計画に位置づけて道徳の指導を行っています。

以上です。

○安間教育長 ほかに保管している資料があるということですね。

調査部会に対する御質疑は、これでよろしゅうございますか。また戻っていただいても結構です。

それではここから、各委員同士での協議に入りたいと思います。我々の中で協議をする時です。御意見ございませんか。

○伊東委員 私も教育委員として5年目なのですがけれども、特別支援学級の教科書採択の仕組みというのは、よく分からなかったのですが、八王子市の特別支援学級の教科書採択は非常に丁寧に行われていて、また事前に私どもも各校を訪問したりと、大変明瞭になってきたというように思っております。また適切に、基本的には検定本、その後に文部科学省調査部会、その後都が示したものの、そのような順々性を経た中で、採択順が行われているというようなことが私どもも理解できて、大変分かりやすくなってきて、非常に公平・公正な採択、そしてまた児童・生徒の障害特性等に応じた一般図書とかテキストをいただいているということを感じておりまして、さすがだなと御苦労に対して敬意を表したいと思っております。

私からは以上です。

○安間教育長 ほかに御意見ございませんか。

よろしゅうございますか。

私から意見を述べさせていただきます。先ほどお伺いしたとおり、これらの一般図書を使う場合の保護者への説明、納得、合意が得られているというお話がありま

したので、これから先の要望になってしまうのですけれども、新入生だとかそのような場合、学年進行ならば前の学年で様子がよく分かっていますから、このような指導が良いのだろうというのが分かるのですけれども、今、本市でも進めているように小中一貫教育をやっていますから、小学校6年生と中学校1年生とのつなぎとしてどんな教科書が良いか、それをぜひやっていただきたいし、できる範囲で良いですから小学校も新入生、1年生に入ってくる子に対してどのようなものが良いのか、ぜひリサーチをして丁寧に対応してあげてもらいたい。

保護者への説明も終わり、納得と合意も得られているようなものを御推薦いただいているというように私は理解しましたので、この提案されたものに異議等は全くございません。

ほか、御意見よろしゅうございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

安間教育長 それでは、以上の結果をもとに、小学校・中学校及び義務教育学校における特別支援学級の教科用図書として使用する一般図書について、特に反対の御意見もございませんので、教科用図書選定資料作成委員会から出されました資料の原案にあるものを、教育委員会として推したいというように思います。

以上で協議が終了いたしました。後ほど議案として議決をさせていただきます。

事務局は議案書を作成して、追加議事日程として提出をしてください。

それでは議案作成の時間確保ということも含めまして、暫時休憩といたします。

再開は15分ぐらいあればできますか。10時半に再開をいたしたいと思います。

それでは暫時休憩に入ります。

【午前10時15分休憩】

【午前10時26分再開】

○安間教育長 少々早いですが、事務局の準備が整いまして追加の議案も提出されましたので、引き続き再開をいたします。

○安間教育長 それでは追加議事日程 第20号議案 令和6年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、を議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願います。

○北川統括指導主事　それでは第20号議案　令和6年度（2024年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、お諮りをいたします。

よろしく願います。

○安間教育長　只今、説明が終わりました。本案について、御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

もし今後のことということで、何か学校もしくは事務局に御要望等がありましたら、ここでお伺いしておきたいのですがいかがでしょうか。

そちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは本案について、賛否の御意見をいただきたいと思えます。

こちらもよろしゅうございますか。協議のところを出尽くしたということで、それではお諮りをいたします。

只今、議題となっております第20号議案については、提案のとおり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第20号議案についてはそのように決定することにいたしました。

安間教育長　以上で公開の審議を終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　ないようであります。

それではここから非公開となりますので、傍聴の方々、御退席をお願いいたします。

【午前10時55分休憩】